

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03-4330-4700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【電話番号】	03-4330-4700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円

総額 320,596,793円

効力発生日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会資料の電子提供制度導入に備え、変更を行うものであります。

事業内容の明確化

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため変更するものであります。

自己名義で保有していない機関投資家の議決権の代理行使の明確化

信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家が、株主総会に出席してその議決権を代理行使できることを明確化してグローバル投資家の参加を可能とするため、変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

金丸貴行、新妻正幸、福嶋健一郎、金丸武嗣、市川正史及び川畑大輔を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

小俣真一及び浅枝謙太を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額(基本報酬、賞与、役員退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける一切の金銭を含む。)を年額500百万円以内(うち社外取締役分は80百万円以内)とするものであります。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額を年額150百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬(金銭債権)を支給することとし、その額を年額200百万円以内とするとともに、付与する譲渡制限付株式の数の上限その他の内容を定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	168,910	1,506	-	(注)1	可決 99.12
第2号議案	168,190	2,226	-	(注)2	可決 98.69
第3号議案					
金丸 貴行	166,611	3,800	-	(注)3	可決 97.77
新妻 正幸	167,689	2,722	-		可決 98.40
福嶋 健一郎	167,626	2,785	-		可決 98.36
金丸 武嗣	167,080	3,331	-		可決 98.04
市川 正史	167,653	2,758	-		可決 98.38
川畑 大輔	167,553	2,858	-		可決 98.32
第4号議案					
小俣 真一	168,236	2,180	-	(注)3	可決 98.72
浅枝 謙太	168,255	2,161	-		可決 98.73
第5号議案	165,688	4,728	-	(注)1	可決 97.23
第6号議案	165,841	4,574	-	(注)1	可決 97.32
第7号議案	165,391	5,025	-	(注)1	可決 97.05

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上